

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	( )
	・	・		

① 定額法又はリース期間定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

種別	1								
資産構造	2								
区分	3								
事業の用に供した年月	4								
取得価額又は製作価額	5	外	円	外	円	外	円	外	円
圧縮記帳による積立金計上額	6								
差引改定取得価額(5)-(6)	7								
残存価額又は見積残存価額	8	( )		( )		( )		( )	
帳簿価額	9								
期末現在の帳簿価額	9								
期末現在の積立金の額	10								
積立金の期中取崩額	11								
改定帳簿価額(9)-(10)-(11)	12								
定額法又はリース期間定額法による償却額計算の基礎となる金額(7)-(8)	13								
耐用年数	14		年		年		年		年
償却率	15								
リース期間の月数	16		月		月		月		月
当期に含まれるリース期間の月数	17								
当期償却額(13×15)又は(13× $\frac{17}{16}$ )	18		円		円		円		円
当期増加償却額(18×割増率)	19	( )		( )		( )		( )	
当期普通額	20								
特別償却	21	条	項	条	項	条	項	条	項
割増償却額	22	( )	円	( )	円	( )	円	( )	円
特別償却	23	条	項	条	項	条	項	条	項
特別償却額	24	( )	円	( )	円	( )	円	( )	円
計(22)+(24)	25	外		外		外		外	
前期から繰り越した償却不足額又は合併等特別償却不足額	26								
合計(20)+(25)+(26)	27								
当期償却額	28								
償却不足額(27)-(28)	29								
償却超過額(28)-(27)	30								
前期からの繰越額	31	外		外		外		外	
当期認められる償却不足によるもの	32								
当期認められる積立金取崩しによるもの	33								
差引合計翌期への繰越額(30)+(31)-(32)-(33)	34								
翌期に繰り越すべき償却不足額((29)-(32))と(25)+(26)のうち少ない金額	35								
当期において切り捨てる償却不足額又は合併等特別償却不足額	36								
差引翌期への繰越額(35)-(36)	37								
翌期への繰越額の内訳	38	平	・	平	・	平	・	平	・
当期分不足額	39								
合併等特別償却不足額((29)-(32))と(25)のうち少ない金額	40								
備考									

御注意

1 この表には、種類等及び耐用年数の同じ資産は、その合計額により記載しますが、(1)期中途中で事業の用に供した資産、(2)租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行に記載してください。

2 平成18年4月1日前に取得等をした資産で、その取得価額が30万円未満であるものについて、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(平成18年改正前の租税特別措置法第67条の8又は第68条の103の3)の適用を受ける場合は、備考欄にその旨を表示してください(詳しくは「法人税申告書の記載の手引」をご覧ください)。

3 租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合は、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。